参考資料６

令和３年10月尼崎市公文書管理制度審議会答申から抜粋

●歴史的公文書の選別及び歴史博物館への移管について

歴史的価値を有する重要な公文書が廃棄されることになれば、市民にとっての貴重な知的資源を失うことになるため、保存期間満了前の歴史的公文書の選別（歴史博物館への移管又は廃棄）の制度設計は非常に重要である。

令和３年度以降、尼崎市では、所管課で保存されている紙文書のうち、保存期間が満了する文書について、所管課で移管対象文書を選別し、歴史博物館の専門職（アーキビスト）の関与のもとに、歴史的公文書を決定する仕組みを導入する予定であるが、所管課の職員は、歴史的価値の視点が必ずしも十分ではないことから、所管課での選別の際に使用される選別基準が極めて重要になる。

国においては、ガイドラインの中に、保存期間満了時の措置として、移管又は廃棄の取扱が明示されている。

尼崎市においても、条例の制定後の選別においては、所管課に対し、具体的かつ、ある程度形式的な判断が可能となるよう基準を示すとともに、歴史博物館と所管課が価値判断を共有し、その積み重ねにより、選別の精度を高めていく必要がある。

●現用文書の保存期間について

現用文書の保存期間については、国においては、最長で30年であり、30年を超えて現用文書として管理する必要がある場合は、延長する制度が用意されている。

一方、尼崎市においては、永年保存（10年を超えて保存）の現用文書が多数あるが、現用文書として無期限で保存することは、管理が不明瞭な状態となる可能性がある。

所管課が、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書として移管するか、又は廃棄するかを決定することにより適正な管理が実現できることから、現用文書の永年保存の制度を廃止し、国に準じて有期限の制度を導入する必要がある。